

防府市文化観光事業補助金交付要綱

令和 6 年 5 月 2 3 日 制定

（目的）

第 1 条 この要綱は、防府市の文化観光事業を推進するため、文化財を観光素材として磨き上げるための環境整備を実施する者（以下「事業者」という。）に対し、必要な経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- （1） 山口県文化財磨き上げ事業環境整備費補助金の補助事業者であること
- （2） 市税等に滞納がないこと
- （3） 防府市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 2 1 号）第 2 条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりをもたないこと

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、山口県文化財磨き上げ事業環境整備費補助金事業の補助対象とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の定めにより算定した補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市文化観光事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条に定める申請があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、申請者に対し防府市文化観光事業補助

金交付決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

- ２ 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（変更等の届出）

第７条 前条の定めにより交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業内容及び補助対象経費の変更又は事業を廃止するときは、遅滞なく、防府市文化観光事業補助金変更・廃止承認申請書（第３号様式）に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるものについて、防府市文化観光事業補助金交付決定変更通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（事業完了届及び実績報告書）

第８条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、その完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該完了した日の属する会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、防府市文化観光事業補助金完了届兼実績報告書（第５号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第９条 市長は、交付決定者から前条に定める実績報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、防府市文化観光事業補助金交付確定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条 前条に定める通知を受けた交付決定者は、速やかに、防府市文化観光事業補助金請求書（第７号様式）を市長に提出するものとする。

- ２ 市長は、前項に定める請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものと

する。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、第6条の規定により通知した補助金の額の範囲内で、概算払の方法により補助金を交付することができる。
- 4 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、防府市文化観光事業補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第9条の規定により確定した補助金が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。
（決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令に違反したとき
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき

- 2 前項の規定は、第9条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、防府市文化観光事業補助金返還命令書により、期間を定めて補助金の返還を命じることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、指定された日までに補助金を返還しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要なものは、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	補助率	交付額
文化財を観光素材として磨き上げる上で、必要となる新たな環境整備に要する経費 ①観光コンテンツ造成に係る経費 （ワークショップ・協議会等の開催経費、ガイド育成経費等） ②プロモーションに係る経費 （写真・動画撮影、チラシ、パンフレット等の情報発信経費等） ③観光客受け入れに必要な環境整備に係る経費 （説明看板の設置・改修、便益施設の改修等）	1 / 4	左の対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助上限額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 補助上限額 500千円 ただし、本事業期間中、複数回申請する場合、補助上限額の500千円から過去に補助を受けた交付額を差し引いた額を補助上限額とする。

※補助対象外経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・補助金の交付決定日より前又は実績報告書提出期限より後に発生する経費
- ・消費税及び地方消費税
- ・事業のランニングコストとして整理すべき経費
- ・補助事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・別途、国、県、市町等の他の補助金と重複して受給することが禁じられている補助金、助成金、委託費等を受給する場合に、それを含む経費
- ・公租公課
- ・その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先） 防府市長

申請者 住所

事業者名

代 表 者

電 話

防府市文化観光事業補助金交付申請書

防府市文化観光事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記
のとおり申請します。

記

事業費総額	円
補助対象事業費	円
交付申請額	円

【添付書類】

- (1) 事業計画書（第 1 号様式別記 1 ）
- (2) 収支予算書（第 1 号様式別記 2 ）
- (3) 「山口県文化財磨き上げ事業環境整備費補助金」の交付決定が分かる資料
- (4) 団体の定款、規約、会則又はこれに代わるもの
- (5) その他の参考となる資料

第 1 号様式 別記 1

事業計画書

事業者名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業目的	
事業計画 ※事業内容により 数量、素材等を 併せて記入する こと	
参考事項・資 料・特記事項等	

第 1 号様式 別記 2

収 支 予 算 書

事業者名	
------	--

【収入の部】

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
自己資金		
補助金		
その他収入		
合 計		

【支出の部】

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
合 計		

第 2 号様式（第 6 条関係）

指令防 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市文化観光事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、防府市文化観光事業補助金について、下記のとおり決定したので、防府市文化観光事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条件等

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所 _____
事業者名 _____

代 表 者 _____
電 話 _____

防府市文化観光事業補助金変更・廃止承認申請書

年 月 日付け指令防 第 号で交付決定を受けた交付対象事業の内容を変更・廃止したいので、防府市文化観光事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更・中止の理由及び内容

2 変更となる補助金の額

変更前	円
変更後	円
増 減	円

3 添付書類

- （1）事業計画変更・廃止の内容に関する書類
- （2）その他

第 4 号様式（第 7 条関係）

指令防 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市文化観光事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更申請のあった防府市文化観光事業補助金について、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので、防府市文化観光事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

変更前	円
変更後	円
増減額	円

2 条件等

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所 _____
事業者名 _____

代 表 者 _____
電 話 _____

防府市文化観光事業補助金完了届兼実績報告書

年 月 日付け指令防 第 号で交付決定を受けた
標記の補助金の実績について、防府市文化観光事業補助金交付要綱
第 8 条の規定に基づき報告します。

記

1	補助金の交付決定額	金	円
	事業に要した額	金	円
	補助金の額	金	円

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

（１）収支決算書（様式任意）

（２）その他関係書類（以下のうち該当する書類）

- ア 契約書（変更契約書を含む。）又は請書の写し
- イ 実施状況写真、完成写真、成果物又は成果物の写し
- ウ 請求書、領収書、納品書等の写し（数量等が分かるもの）
- エ その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 9 条関係）

防 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市文化観光事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市文化観光事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、防府市文化観光事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所

事業者名

代 表 者

電 話

防府市文化観光事業補助金請求書

年 月 日付け指令防 第 号で交付決定を受けた防府市文化観光事業補助金について、防府市文化観光事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行		本 店
	信用金庫		支 店
預金口座	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	氏名		

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

住所

事業者名

代表者

電話

防府市文化観光事業補助金概算払請求書

年 月 日付け防 第 号で交付決定を受けた防府市文化観光事業補助金について、防府市文化観光事業補助金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 概算払請求額 金 円
- 交付決定額
- 既交付額

2 振込先

金融機関名	銀行 本店		
	信用金庫 支店		
預金口座	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	氏名		